

農地転用に係る事務・権限の移譲等に関する
農林水産省の検討結果（回答）及び地方意見のポイント

事務・権限の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 4 ha を超える大規模な農地転用の許可（農地法第 4 条及び第 5 条） ○ 2 ha 超 4 ha 未満の農地転用に係る都道府県から国への協議（同法附則第 2 項） 	
農林水産省の回答（平成 25 年 5 月）	
『国に残すもの』	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地は、国民に対する食料供給のための生産基盤であり、国土保全等の多面的機能を果たしている、有限で貴重な資源。農地が存在する生産地と食料の供給先である消費地は、都道府県内等では完結せず、優良農地を確保していくことは国の責務。 ○ 規模の大きな農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要。 ○ 産業競争力会議において、「攻めの農業」を進める上で、「農地のフル活用」や「食料自給力の向上」（農地の確保）を目指すことで一致がみられているところ。 ○ 転用許可実績をみると、都道府県によるものが件数ベースで全体の99.9%（面積ベースで94.9%）を占め、ごくわずかだが、強い農業づくりの基盤となる規模の大きな農地の転用許可に限って国が関わることとしているところ。 ○ 平成21年の農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項において、同法施行後5年（平成26年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討することとされているところ。 ○ よって、本事務については、「当面の移譲対象となる事務・権限」としてではなく、上記の検討の中で対応すべきもの。 	
全国知事会意見（平成 25 年 6 月）	農林水産省の見解（平成 25 年 8 月）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用法制と所管省庁は法制・所管ともに縦割り。農地転用の許可事務は、農地単体ではなく、公益性のバランスを考慮しながら、地域における総合的な土地利用を図る観点から判断する必要がある。 ・ 農地の重要性については地方も認識しており、適正な審査を行っている。実情を把握する地方が事務を行うことで事務の迅速化が図られ、地域における農業の事情とスピードを重視する企業のニーズに対応しながら、優良農地の確保と地域経済の活性化の両立が可能となることから、移譲すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ha 以下の農地の転用は都道府県知事が、4 ha 超の農地の転用は農林水産大臣が許可権者となっており、平成 22 年の転用許可実績をみると、都道府県知事によるものが件数ベースで全体の 99.9%（面積ベースで 94.9%）を占めている。 ・ 非常に大規模な農地の転用については、転用によって農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きいことから、国が基準に基づいて判断を行うこととしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事務の審査は、「農地法関係事務処理要領の制定について」第 4 の 5 別表 1 の事務処理期間を標準的な期間として適切に対応（標準的な事務処理期間は、国も都道府県も同じ 6 週間）。 ・ 土地利用法制については、国土利用計画法に基づく国土利用計画の下で、都市地域、農業地域等の土地利用についての各個別法に基づく土地利用計画が一体的に運用されることにより、総合的な調整が図られており、また、個別の農地の転用需要に対しては、都市計画等と調整しつつ、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することとしている。 ・ なお、平成 21 年の農地法等の一部を改正する法律附則第 19 条第 4 項において、同法施行後 5 年（平成 26 年）を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加えることとされている。
全国市長会意見（平成25年 6 月）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 ha 以下の農地の転用は都道府県知事が、4 ha 超の農地の転用は農林水産大臣が許可権者となっており、平成 22 年の転用許可実績をみると、都道府県知事によるものが件数ベースで全体の 99.9%（面積ベースで 94.9%）を占めている。 ・ 非常に大規模な農地の転用については、転用によって農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあるなど影響が大きいことから、国が基準に基づいて判断を行うこととしている。 ・ また、農地の転用許可は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の運用を行い得る立場にある主体が行うことが適当である。 ・ なお、平成 21 年の農地法等の一部を改正する法律附則第 19 条第 4 項において、同法施行後 5 年（平成 26 年）を目途として、農地

転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について検討を加えることとされている。

- ・また、農地転用許可に係る都道府県の事務については、地方自治法第 252 条の 17 の 2 の条例による事務処理の特例の規定に基づき、都道府県が個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して都市自治体に権限移譲することが可能である。